



「責任あるAI」を
いかに企業価値の
向上につなげますか？

生成AI時代のデジタルガバナンス
第三者認証による信頼性の確立

■ ■ ■
The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY

Building a better
working world

生成AIのリスクに対し、社会からの懸念が高まりつつあります。企業は、生成AIから価値を引き出しつつ、社会からの信頼に応えてゆくために、テクノロジーやデータに対するガバナンスを強化する時期に差し掛かっています。

- ▶ 社会の変化: 各国でAIへの法規制やガイドラインが制定されつつあり、生成AIの技術や利用結果に対する社会や消費者からの懸念が高まっています。
- ▶ 企業が取るべきアクション: トップダウンかつ全部門横断により法規制順守や社会・消費者の期待・懸念へ真摯(しんし)に応えられる「守りの体制づくり」と、AIを介して社内外のデータを正しく適切に利活用する「攻めの環境づくり」の両面に着手するべきだと言えます。
- ▶ 第三者による認証・保証を得ることの重要性: AIに関わる体制・活動が適切であることに対する客観的な確認が重要です。



市原 直通

EY新日本有限責任監査法人

AIリーダー アシュアランスイノベーション本部 パートナー

EY Japanアシュアランスパートナー。アシュアランス・テクノロジーにおいて開発チームをリードし、監査・保証業務において調査すべき不正会計やリスクを検出するためのモデル、アルゴリズム、ソフトウェアを開発。

金融事業部でデリバティブ評価とリスク管理に焦点を当てた監査・保証業務のクオンツとして10年以上の実務経験を持つ。



吉村 拓

EY新日本有限責任監査法人

Technology Risk事業部 パートナー

テクノロジーに係る第三者評価サービスのリーダーのひとり。スタートアップ企業から大手企業まで、数多くのテクノロジー企業を担当し、国内にとどまらず、海外企業への業務提供実績も多い。公認会計士としての高い倫理観と独立性をベースに、テクノロジー企業が社会から信頼を得ることを支援する。



佐藤 賢

EY新日本有限責任監査法人

Technology Risk事業部 シニアマネジャー

US-SOX/J-SOX対応支援業務、内部監査支援業務等に従事した後、SOC1/SOC2保証業務、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)における情報セキュリティ監査業務に従事。2023年よりAI関連のサービス開発において第三者評価業務の専門家として参画している。



川勝 健司

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

リスク・コンサルティング パートナー

Digital Risk 関連のコンサルティングリーダーとして、企業が新技術を導入する際のリスク管理／評価支援や、DX活動に対するガバナンス(AIガバナンス、データガバナンス、サイバーセキュリティ等)の構築支援業務のサービス責任者を務める。

Contents

1.	生成AIの進展とリスクの増大化	04
	1.1 日本でも急速に普及する生成AIサービス	
	1.2 各国で進むAI規制の制定・強化(規制トレンド)	
	1.3 生成AIに関連するトラブル	
	1.4 AIガバナンスの必要性	
2.	生成AI時代のAIガバナンス	08
	2.1 AIガバナンスとは？	
	2.2 効果的にAIガバナンスを構築・運用するために	
	2.3 会計プロセスにおけるAI利用と内部統制	
3.	AIガバナンスに係る第三者保証	12
	3.1 テクノロジーに対する第三者による保証、認証 (SOC、ISMAP、ISMS)の必要性	
	3.2 AIで想定されるリスク	
	3.3 将来的な保証業務の可能性	
	3.4 直近で想定できる第三者による保証、認証(ISO42001)の紹介	
4.	まとめ	14



1 生成AIの進展とリスクの増大化

1.1 日本でも急速に普及する生成AIサービス

生成AIの開発・提供・利用が世界的に注目を集めています。また、その流れは日本においても同様であり、多くの生成AIサービスが提供されつつあります。

需要見通しにおいて、世界の生成AI市場の需要は2023年時点の106億ドルから、2030年には約20倍の2,110億ドルに、日本市場でも2023年時点の1,188億円が、2030年には15倍の1兆7,774億円と予測されています。¹

政府も生成AIに関わる産業振興に取り組んでおり、国産生成AI開発においては、経済産業省が2024年に基盤モデルの開発に必要な計算資源に関する支援や関係者間の連携を促すプロジェクト「GENIAC」² を創設しています。また、経済安全保障推進法のもとで「クラウドプログラムの安定供給確保に係る供給確保計画」³ などにより基盤事業者へ助成を進めています。

1.2 各国で進むAI規制の制定・強化(規制トレンド)

生成AIの普及が進む一方、その潜在的な影響の大きさから規制の検討が世界中で進められています。以前からOECDのAI原則に沿って基本的な考え方や対応方針が検討されてきましたが、生成AIの出現によりその動きは加速しています。特に、2023年のG7による広島AIプロセスなどを経て、法規制やガイドラインの制定に向けた具体的な取り組みが進行中です。

企業には、経営戦略におけるAIの利活用・開発の方針を踏まえ、これらの規制を考慮した対策を講じることが求められるでしょう。また、今後の制定改廃の傾向を見据えながら対応し続ける必要があると言えます。

¹ 出典: 一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 『生成AI市場の世界需要額見通しを発表』
www.jeita.or.jp/cgi-bin/topics/detail.cgi?n=4724 (2024年8月5日アクセス)

² 出典: 経済産業省「GENIAC」
www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/geniac/index.html (2024年8月5日アクセス)

³ 出典: 経済産業省「クラウドプログラム」
www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/cloud/index.html (2024年8月5日アクセス)

図表：各国のAIに関する主な規制の概要

国・地域	主な規制の概要
EU	「AI法案」が加盟国により可決(2024年5月)。リスクに応じた規制を課す。違反には制裁金を含む罰則を求める。2026年に本格適用の見通し
米国	「AIの安心、安全で信頼できる開発と利用に関する大統領令」により、一部のAI開発企業に安全性の報告などを義務付け(2023年10月)
日本	「AI事業者ガイドライン(第1.0版)」の制定(2024年4月) 大規模AI開発事業者に法的な義務を課す「責任あるAI推進基本法」の検討開始
中国	「生成人工知能サービス管理暫定弁法」(2023年)などにより、国家の脅威となる生成AIの利用・提供を禁止、アルゴリズム透明性に関する届け出を求める

1.3 生成AIに関連するトラブル

生成AIの普及に伴い、トラブルについても多く報じられています。それらは以下のように分類できます。

信頼性と正確性:

- ▶ 事実とは異なる情報を回答として出力したり、虚構の内容を作り出したりしてしまう(ハルシネーション)
- ▶ 生成AIが出力した不正確な回答を顧客に提供し、訴訟に発展する

プライバシーとセキュリティ:

- ▶ 社内の機密情報を生成AIサービスに入力することで、再学習のデータとして使用されてしまう
- ▶ 匿名化情報を複数組み合わせることで推論することにより、個人を特定してしまう

公平性とバイアス:

- ▶ 不十分な学習や推論が原因で、性別・年齢層・住所などが偏った結果を生成する
- ▶ 人種・民族・ジェンダーに関するバイアスを含んだ文章・画像を生成する

コンプライアンス:

- ▶ 著作物そのもの(または酷似した結果)を生成し、権利者や社会の懸念を発生させる
- ▶ 自国の法規制を順守していたが、域外への製品出荷・サービス提供時に当該国・地域の法規制に抵触する
- ▶ 倫理上問題のあるプロンプトに対しても結果を生成する

自組織内の業務改善のために生成AIを活用する場合は、特に「信頼性と正確性」や「プライバシーとセキュリティ」に留意しなければなりません。また、生成AIを使って組織外の第三者にサービスを提供する場合は、加えて「公平性とバイアス」や「コンプライアンス」にも留意する必要があります。

生成AIの登場によって、IT専門家のみならず一般ユーザーや一般消費者にとってもAIが身近になったことにより、多くのステークホルダーを意識したリスク管理が重要となっています。

1.4 AIガバナンスの必要性

前項で挙げたトラブルは特別なことではなく、生成AIの利活用を進めるとの組織においても起こり得るものです。つまり、AIを開発・提供・利用する組織はベネフィットとリスクの両面をコントロールする必要があります。AIガバナンスとは、経営ビジョンや事業戦略に基づきAIを有効に利活用するために、AIが有するリスクを適切にコントロールするための仕組みを指します。

ではAIガバナンスのグローバルにおける取り組み状況はどうなっているのでしょうか。EYが2023年に実施したサーベイ⁴では、以下のグラフにあるように、経営者にとって生成AIの不確実性がAI戦略の策定・執行を困難にさせているとのデータがあります。

Q 人工知能(AI)に関する以下それぞれの記述について、どのくらい同意できるかご回答ください。
(1つのみ選択可能)

戦略面で競合他社に後れを取らないように、自社も今すぐ生成AIに取り組むべきである



生成AIでの不確定要素がAI戦略策定や実施の妨げとなっている



生成AIの出現に伴い、自社のビジネスモデルに対し競争優位性を確保するための抜本的な見直しが突き付けられている



AIに詳しいと自称する企業が急増していることで、信頼できるパートナーや買収対象の選定が一層困難になっている



自分には自社のAI戦略を効果的に進めるために必要な、生成AIの技術的な知識がある



生成AIを活用すれば、より優れたビジネスリーダーになれる



非常に同意できる
 同意できる
 どちらでもない
 同意できない
 全く同意できない

⁴ How Asia-Pacific CEOs can grow in the AI era amid economic challenges, ey.com/en_sg/ceo/ceo-outlook-asia-pacific

また最新のEYの調査⁵では「生成AIにおける優先事項で最も重要なことは何ですか」という問いに対し、46%の企業が「生成AIのリスク(精度・倫理など)を緩和するためにデータガバナンスを向上させる」と回答しています。実際に、AI処理の不均一性やデータ管理等の課題に対し、各組織では現状把握に取り組みながらAIガバナンスを構築している段階と言えるでしょう。

次章以降でAIガバナンスに関する具体的な内容を解説します。2章では、AIガバナンスの構成要素や効果的に整備・運用するためのポイントを紹介するとともに、内部統制の観点で留意すべき点を説明を、また3章ではAIガバナンスの整備・運用を確実なものとするための第三者保証に関する動向について触れます。

⁵ CIOが直面する喫緊の課題 2024,
[ey.com/ja_jp/tmt/how-can-you-realize-the-promise-of-transformational-technologies](https://www.ey.com/ja_jp/tmt/how-can-you-realize-the-promise-of-transformational-technologies)

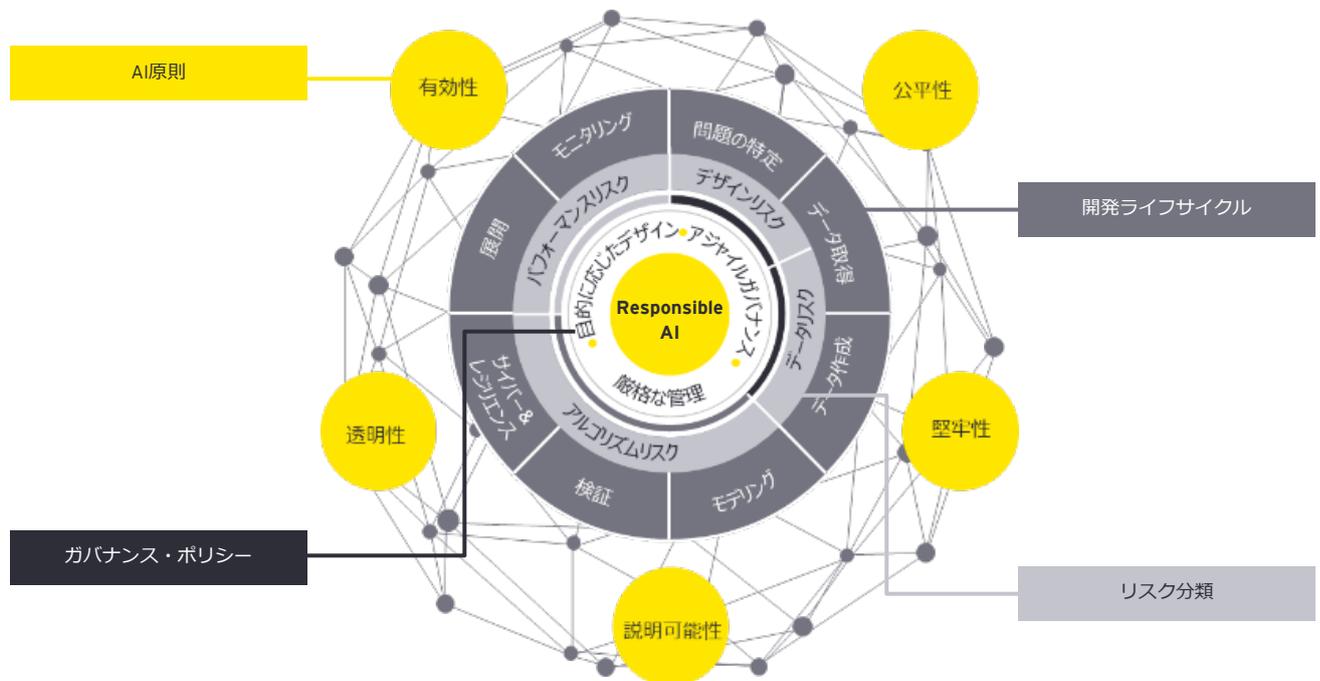
生成AI時代のAIガバナンス

2.1 AIガバナンスとは？

前述の通り、AIガバナンスとは「AIが有するリスクを適切にコントロールするための仕組み」です。その前提として、AIを利活用するための原則があります。「有効性」「公平性」「透明性」「説明可能性」「堅牢性」の5つです。AIガバナンスは、この5原則を逸脱するリスクをコントロールすることを目的としています。

リスクとしては、「デザインリスク」「データリスク」「アルゴリズムリスク」等が挙げられ、それらを低減させるためにプロセスを定義し、テクノロジーを整備し、組織と人材を拡充していきます。

図表：EYが定義するResponsible AIフレームワーク



図表：リスク分類に対するプロセス・テクノロジー・組織と人財



2.2 効果的にAIガバナンスを構築・運用するために

企業が継続的に生成AIによるベネフィットを増やし、リスクを抑えるには何を考慮すればよいのでしょうか。EYではポイントとして以下の5つを挙げています。

① トップダウンによる組織横断的なAIガバナンス態勢

生成AIが影響を与え、また影響を受ける業務領域は、事業活動、ビジネス上のデータ、プライバシーデータ、ビジネスプロセス、IT技術、法規制など極めて広範囲です。また、生成AIそのものだけでなく、組織内外の他の業務システムなどと連携し、ネットワーク化されることによって、便益・リスクの双方が飛躍的に増大することが見込まれます。そのような中、これまでの組織構造に依拠し、例えばIT部門・デジタル部門が起点となって取り組みを進めた場合、考慮漏れ・対応漏れにつながる可能性があるのではないのでしょうか。

経営企画、事業開発、営業部門など生成AIを積極的に利用する主体と、リスクを検討する法務、IT、セキュリティ部門等の連携によってこそ、網羅的かつ効果的なガバナンスの実現が可能となります。そのためには経営層が中心となって横断組織・タスクフォースを立ち上げ、指示・命令・監督していくことが重要です。

② アジャイルガバナンス

これまで各国のルールメーカーはAIに関するさまざまなレギュレーションを検討してきました。生成AIの登場によりそれらは加速しており、継続的な議論が各所で行われています。このようにステークホルダーが多様化し、変化が急速で将来の予見可能性が限定されている状況下では、各組織においても体制やルールを着実に確立させて運用することは困難です。

そこで重要な考え方となるのが「アジャイルガバナンス」です。基本的なゴールを定めておき、ルール設計・運用・評価のサイクルについては、法規制の状況や組織内の生成AIの利活用状況などを踏まえて、迅速かつ柔軟に変化させていくような考え方です。

③グローバル情勢の考慮

AIガバナンスを整備する際には、日本の法規制動向のみならずグローバルの動きにもアンテナを張っておくことが重要です。現在の各国の取り組みは、OECD原則や広島AIプロセスにおいて一定の平仄が取られているという前提に立っていますが、当然のことながら完全には一致していません。例えば、知的財産権に係る点などが挙げられます。

また、EUのAI法や米国の大統領令と足並みをそろえる形で、日本も一部の範囲でハードローを検討する動きもあるなど、グローバルの動きが日本の法規制に影響を与えることも考えられます。

④データの品質確保(データガバナンス)

AI開発者・提供者・利用者が学習・入力させるデータ、出力させるデータにも着目が必要です。生成AIは文章や画像といった非構造化データも扱えます。一方で、意図した成果を得るには、学習やチューニングに用いるデータの量・質を十分にそろえる必要があるのも事実です。

組織が持つデータは、事業や部署により個別管理も珍しくなく、同一の顧客や製品に異なるコードを付与する、あるいは一貫通貫の管理が望ましい仕入・製造・出荷・売上など各プロセス上の情報がバラバラに管理されていることなども散見されます。このような状態では品質の高いAIモデルを作ることも難しいため、例えば以下のような取り組みが必要となります。

- ▶ データの品質(正確性や適時性等)を担保するためのオーナー制度の導入
- ▶ 組織横断的なデータのルール統合(マスターデータマネジメント等)
- ▶ 生成AIデータのファインチューニングに必要となる非構造化データの版管理強化

⑤コンダクトリスク・レピュテーションの対処

法規制やガイドラインを順守していても、生成AIサービスの提供や、自社製品・サービスに生成AI機能を追加したことにより、取引先や消費者の懸念を招く事例も発生しています。これらの事例から得られる教訓は、社会・取引先・消費者が持つ懸念に耳を傾け、利活用においては真摯な対話を重視する必要があります。

消費者庁の調査⁶によれば、AI技術を利用した不動産・金融、SNS、個人・ビジネスマッチングを利用してみたいと考える人の割合が3割弱にとどまったとの結果が得られています。

利害関係者からの声を受け止め、真摯に応えられる組織作りが必要なだけでなく、生成AIによるリスクを捉え、どのように対処しているか、組織自らがプロアクティブに発信することが必要ではないでしょうか。

⁶ 消費者庁「第1回消費者意識調査結果(AIに対するイメージについて)」
www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/consumer_policy_cms101_20316_03.pdf
(2024年8月5日アクセス)

2.3 会計プロセスにおけるAI利用と内部統制

生成AIの利用拡大に伴い、経理部門においても既存の経理業務を効率化する手段として、AI活用の検討が進んでいます。例えば、仕訳の起票の自動化やデータの自動照合、集計・レポート作成、開示などへの活用が検討されています。もっとも、AIを用いない自動化・効率化については以前から行われており、ガバナンスの観点からも財務報告プロセスへのIT活用にあたり、財務報告の信頼性を確保するために情報システムに対する内部統制（IT統制）が構築、運用されています。AIを用いたシステムであっても情報システムであることには変わりなく、業務が正確に行われるようITに係る業務処理統制（ITAC）やITに係る全般統制（ITGC）といった内部統制の整備、運用が求められることになるでしょう。

では今後財務報告プロセスにおいてAIが使用されることで、どのような虚偽表示のリスクが生じるのでしょうか。またそういったリスクに対処するために、どのような内部統制が期待されるのでしょうか。AIは伝統的な機械学習や生成AIなどさまざまな技術がありますが、多くは学習データに基づいた数理モデルによる推論を行うという性質上、その回答や出力は確率的なものであり、常に正確であるとは保証されないという大きな特徴があります。正確に処理することが求められる業務の中で、正確性が保証されない技術をどのように組み込むか、という点にこれまでの情報システムとの違いがあります。このほかAIを用いたソリューションのデザインに関連するリスク、データの取り扱いに関連するリスク、アルゴリズムに関連するリスク、パフォーマンスに関連するリスクなどにより望まない結果が生じる可能性があります。例えば時間がたつことで開発時に想定したデータの関係性が変化し、モデルの精度が落ちてしまうことがあります。また、学習を反復的に行う場合や生成AIにおいてRAG⁷に用いるデータベースを継続的に更新する場合、同じインプットに対してAIの出力は時間とともに変化するため、従来のコードの更新の管理だけでは出力は管理できないといったAI固有のリスクがあります。

こういったリスクに対して公平性、信頼性、データ保護、セキュリティ、説明可能性、透明性、コンプライアンス、サステナビリティ、責任の所在などのAI原則の観点から課題の特定、データの取得、データの前処理、モデリング、学習、検証（バリデーション）、デプロイ、モニタリングの各フェーズにおいてリスクを識別し対応するためのガバナンスや内部統制が求められることとなります。

内部統制にはさまざまな形が考えられますが、財務報告プロセスにおいてAIを活用する場合、例えば人間によるレビューを入れるなど、不正確な出力から生じるリスクについて抑え込むことができる内部統制をAIに依存しない形で構築する、というアプローチをとることも1つかと考えられます。一方でそもそもAIには正確性が求められるような出力、回答はさせず、例えば情報収集、分析やアイデア出し、確認やコメントなど人間が行う業務の補助的な形での利用に留めることで、ガバナンスの論点を避けるというアプローチも1つとなるでしょう。

⁷ Retrieval-Augmented Generation (RAG)は、大規模言語モデル(LLM)を用いた回答の際に、あらかじめ用意した文章やデータベースから関連する情報を検索し、その情報と組み合わせることで、回答精度を向上させる技術のこと



AIガバナンスに係る第三者保証

3.1 テクノロジーに対する第三者による保証、認証 (SOC、ISMAP、ISMS) の必要性

AIに限らず、テクノロジーを扱うサービスや企業は、これまでも第三者による保証、認証が求められてきました。日本で広く認知されているものとしては、SOCレポート、ISMAP、ISMS認証が挙げられます。ガバナンスの構築、運用だけではなく、なぜ第三者による保証、認証による信頼性の付与が求められるのでしょうか。それはテクノロジーを提供する側と利用する側の間には、情報の非対称性が存在するからです。いかに優れたガバナンスを構築、運用していたとしてもそれを社外から確かめることは容易ではありません。対外的な信頼性が得られなければ、テクノロジーの提供側は自社のビジネスを拡大することができず、利用側もせっかくの最新のテクノロジーを活用することができないため、第三者による保証、認証によって、この情報の非対称性を乗り越える必要があります。

3.2 AIで想定されるリスク

情報の非対称性は、AI開発者、AI提供者、AI利用者(以下「各主体」)の間でも発生します。2024年4月に経産省・総務省より公表された「AI事業者ガイドライン(第1.0版)」では、各主体で留意すべき事項が示されました。それらに対応することで、前述の1.3で触れたようなAI特有のリスクを低減させることが期待され、また、留意すべき事項には各主体間での情報提供に関する要求事項が含まれていることから、それらに対応することで各主体間での情報の非対称性の解消が進み、結果としてAIの安全・安心な活用が促進されると考えられています。しかし、各主体が「AI事業者ガイドライン(第1.0版)」で示された要求事項に対応したのみで情報の非対称性が十分に解消されたと言えるのでしょうか。各主体が自己の主張として情報提供するだけでは不十分であり、AIガバナンスに対する第三者による保証、認証によって各主体間の情報の非対称性が低減されると考えられます。

3.3 将来的な保証業務の可能性

では、AIガバナンスについて、第三者による保証、認証としてはどのようなものがありうるでしょうか。上述した3つの例示、SOCレポート、ISMAP、ISMS認証に照らして考えてみましょう。SOCレポートは各国会計士協会の基準に基づく保証業務であり、高い保証レベルに定評があることから、近い将来、AIガバナンスについても基準が作成され、保証業務が開始されることが期待されます。しかしながら、保証業務分野で先行事例の多い米国においても、2024年5月現在ではまだ基準化されておらず、運用開始まで時間がかかることが見込まれます。次に、ISMAPはクラウドサービスに係る登録制度で、監査機関の評価結果をもとに、ISMAP運営委員会が登録可否を判断し、登録されたクラウドサービスは政府機関の調達対象となることが可能です。今後、公共性の高い分野でAIサービスを安心して使用していくためには、類似の制度が整備されることが望まれますが、2023年10月に設立されたAIガバナンス協会では、AIガバナンス認証制度に関するディスカッションがスタートしており、ここでは、AIガバナンス認証制度へのニーズ・AIガバナンス認証制度の枠組みの試案等が議論されています。EY JapanはAIガバナンス協会の会員企業として、AIガバナンス認証制度の実現に向けて、提言・検討を進めていく予定です。最後に、ISMS認証はISO規格に基づく認証制度で、情報セキュリティに係るマネジメントシステムを対象としていますが、AIについては、すでにISO42001としてAIマネジメントシステムについての規格が公表されており、近い将来に認証業務が開始されることが見込まれています。

3.4 直近で想定できる第三者による保証、認証(ISO42001)の紹介

上述した第三者による保証、認証の中で最も早く実業務の開始が期待できるのがISO42001です。各国でISO認証機関が認証業務の開始に向けて、準備を進めています。ISO42001はAIを開発、提供、あるいは使用する全ての業種に適用することが可能な規格です。PDCAサイクルの確立という基本的なフレームワークはISMSと同様ですが、AIに特有の事項、具体的にはAIの自己学習能力やブラックボックス化等への対処を求めているのが特徴です。附属書AではAIシステムの設計および運用に関連するリスクに対処するための参考情報、さらに附属書Bではリスクに対処するための管理策を実装するためのガイダンスが示されています。ISOにおけるマネジメントシステムはPDCAサイクルを回しながら継続的な改善を促すものであり、法規制の面、技術の面でめまぐるしく変化するAIとの親和性は高いものと期待できます。EYでもISO認証機関であるEY CertifyPointが認証業務やトレーニング業務の提供に向けて、鋭意準備を進めています。グローバルなISO認証機関であるEY CertifyPointでは、AIの分野でも世界中の企業への業務提供を通じて最先端の知見を集積し、企業のAIガバナンスへの信頼性の付与に貢献していきます。





まとめ

生成AIを業務に取り込むことによって、業務効率化や顧客満足度向上を実現することは経営にとって喫緊の課題になっています。例えば財務報告プロセスなど、生成AIが扱う業務の重要性が高まるにつれて、AIガバナンスの重要性は増します。また、自社のAIガバナンスに対する顧客や社会からの信頼を得るためには第三者保証によるガバナンスの保証が必要となります。生成AIを企業価値向上につなげるためには、もはやAIガバナンスは必要不可欠なものであると言えるでしょう。

EYでは、各国のメンバーファームと連携し、生成AIに係る最近の動向やベストプラクティス等の情報を入手することで、監査・コンサルティング等各種サービスの提供に役立てています。

EY Japanが提供しているAIガバナンス関連サービス

[AIガバナンス態勢構築支援・サービス](#)

[EY CertifyPoint](#)

[ISOマネジメントシステム認証、導入支援およびトレーニング](#)

[デジタル・イノベーション - AI&データ](#)

レポート問い合わせ先

[EYとつながる | EY Japan](#)

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2024 EY Japan Co., Ltd.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp

